

## 延岡市高性能林業機械等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の林業の持続的な発展を図るため、中・小規模林業事業者の育成及び雇用の創出を目的として、予算で定めるところにより、素材生産者が高性能林業機械等の導入に要した経費に対し延岡市高性能林業機械等整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げるいずれかに該当するものとする。

(1) ひなたのチカラ林業経営者・公表実施要領に基づき登録されている林業経営者又は素材生産量が補助金の交付を申請しようとする年度（以下「申請年度」という。）前の直近3会計年度の平均で、3,000 m<sup>3</sup>以上である者であって、次の要件をすべて満たす者

ア 本市内に住所又は事業所を置く者

イ 申請年度前の直近3会計年度の平均素材生産量から10%以上生産量を増大させる目標を立て、当該目標を達成する見込みがあると市長が認めた者。ただし、間伐により素材生産を行った場合は、その生産量に5を乗じ、皆伐による生産量と合計した量を素材生産量とする。

ウ 伐採後の再造林を実施し、又は推進し、継続性のある森林経営を行う者

(2) (1)以外の者のうち、次の要件全てを満たす者

ア 本市内に住所又は事業所を置き、概ね年間130日以上林業に従事する者

イ 素材生産量が、申請年度前の直近3会計年度の平均で、3,000 m<sup>3</sup>未満である者

ウ 申請年度から3会計年度後の素材生産量を1,000 m<sup>3</sup>以上とし、かつ、申請年度前の直近3会計年度の平均素材生産量から10%以上生産量を増大させる目標を立て、当該目標を達成する見込みがあると市長が認めた者。ただし、間伐により素材生産を行った場合は、その生産量に5を乗じ、皆伐による生産量と合計した量を素材生産量とする。

エ 伐採後の再造林を実施し、又は推進し、継続性のある森林経営を行う者

オ その他市長が特に認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当する者は、補助対象者としな

い。

(1) 延岡市税条例（平成4年条例第35号）第3条に規定する市税の滞納がある者

(2) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に該当する者

(3) 行政機関から森林法（昭和26年法律第249号）による指導を受けた者で、かつ、当該指導に対する改善を行わない者

(4) 森林法違反の容疑により有罪判決を受けた者

(5) 本事業において購入予定の機械に対し、国又は県から補助金の交付を受ける予定のある者

(6) その他市長が特に認めた者

(補助対象経費、補助率及び補助金上限額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助金上限額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請は、補助金等交付申請書(規則様式第1号)に次の書類を添えて、補助金の交付を申請しようとする年度の3月1日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 素材生産及び収支の計画(様式第2号)
- (3) 申請年度後の直近3会計年度の素材生産量及び林業に係る収入が分かる書類の写し
- (4) 収支予算書(様式第3号)
- (5) 誓約書(様式第4号)
- (6) 市税等完納証明書
- (7) 見積書の写し
- (8) 導入する高性能林業機械等の詳細が分かる資料
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 次に掲げる変更があるときは、補助事業変更承認申請書(規則様式第4号)を提出し、市長の承認を得なければならない。

- (1) 補助を受ける者の氏名・住所等に変更があるとき。
- (2) 事業完了予定年月日の変更があるとき。
- (3) 補助額の増減を伴う変更があるとき。ただし、補助額の30%以内の減額を除く。

(申請の取下げのできる期限)

第5条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げができる期限は、補助金等交付決定通知書(規則様式第2号)を受領した日から起算して20日とする。

(着手届)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、高性能林業機械等の導入契約又は発注をした日のいずれか早い日から起算して30日以内に、着手届(様式第5号)に契約書又は発注書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(納品検査及び事業完了届)

第7条 前条に規定する着手届を市長に提出した者は、高性能林業機械等の納品後速やかに納品検査を行い、当該検査に合格したと認めた場合は、事業完了届(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 納品書の写し
- (2) 請求書の写し
- (3) 検査調書(様式第7号)の写し
- (4) 検査の状況が分かる写真

(市による確認)

第8条 市長は、前条に規定する事業完了届の受領後直ちに、納品の状況等を補助対

象者の立会いの下で確認するものとする。

(実績報告)

第9条 前条に規定する市長の確認を受けた者は、当該確認を受けた日から起算して20日以内に、補助事業実績報告書(規則様式第5号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支計算書(様式第3号)
- (2) 領収書その他の支出を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第10条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、補助対象者から申出があり、市長が特に必要があると認める場合は、概算払により交付することができる。

(補助金の請求)

第11条 補助対象者が精算払により交付を受けようとするときは、第9条に規定する実績報告を行い、補助金額が確定した後に、補助金の請求をしなければならない。

- 2 補助対象者が概算払により交付を受けることを市長が認めたときは、第8条に規定する確認の終了後から第9条に規定する実績報告を行うまでの間に、補助金の請求をすることができる。
- 3 概算払いの場合は、支出すべき金額のわかる書類を提出するものとする。

(経過状況報告)

第12条 補助対象者は、事業を完了した翌月から3カ年、12カ月毎に、経過報告書(様式第8号)に次の書類を添えて速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 12カ月間の素材生産量が分かる書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、3カ年の報告終了後、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める目標を達成していないときは、これを達成するまでの間報告するものとする。
  - (1) 第2条第1項第1号に規定する補助対象者 同号イに規定する目標
  - (2) 第2条第1項第2号に規定する補助対象者 同号ウに規定する目標

(財産処分の制限)

第13条 規則第18条で定める期間は、次の各号に掲げるいずれかのうち最も遅い時期とする。

- (1) 新品の高性能林業機械等を導入した場合にあっては購入した日から起算して5年を、中古品の高性能林業機械等を導入した場合にあっては購入した日から起算して3年を経過したとき。
- (2) 第2条第1項第1号に規定する補助対象者が同号イに規定する目標を達成したとき。
- (3) 第2条第1項第2号に規定する補助対象者が同号ウに規定する目標を達成したとき。

(補助金の返還)

第14条 次の各号に掲げる補助対象者は、当該各号に掲げる事由に該当すると市長が判断した場合は、補助金額の全額を市に対し返還するものとする。

- (1) 第2条第1項第1号に規定する補助対象者 同号イに規定する目標を達成することが困難であること。
- (2) 第2条第1項第2号に規定する補助対象者 同号ウに規定する目標を達成することが困難であること。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年11月11日から施行する。
- 2 令和7年3月31日限りで、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和4年3月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 別表

補助対象経費	補助率	補助金上限額
<p>次に掲げる費用とする。</p> <p>1 スイングヤード、プロセッサ、ハーベスタ、グラップル、フォワーダ、林内作業車等の高性能林業機械等の導入費用。ただし、消費税及び地方消費税外諸税を除く。</p> <p>2 アタッチメントの導入費用。ただし、消費税及び地方消費税並びに換装に係る工賃を除く。</p>	<p>補助対象経費の1/3以内で市長が適当と認めた額（千円未満は切り捨てるものとする。）</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、当該区分に規定する額とする。</p> <p>1 第2条第1項第1号のとき</p> <p>(1) 新品を購入した場合 600万円</p> <p>(2) 中古品を購入した場合 300万円</p> <p>2 第2条第1項第2号のとき</p> <p>(1) 新品を購入した場合 300万円</p> <p>(2) 中古品を購入した場合 160万円</p>